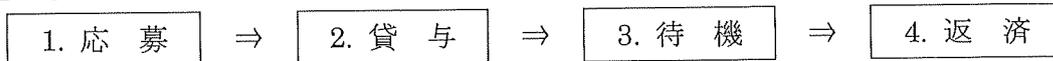


奨学生募集要項

公益財団法人小堀雄久学生等支援会

手続きの流れ



1. 応募

当財団の奨学生として応募を希望する学生または大学院生は、大学の学生支援(担当)課を通して手続きをします。

まず、奨学生および奨学金に関する事項は、以下のとおりです。

1. 奨学生の資格

- (1) 大学または大学院(博士課程前期)の理工農系(医歯学系を除く)を専攻する学生または大学院生で、成績優秀で向学心に富み、品行方正であること。
- (2) 保護者(家計扶養者)の年間収入(税込み)が 1,000 万円以下であること。
- (3) 他の奨学金との重複も可能です。

2. 奨学金額および利息

奨学金は月額 4 万円(無利息)です。

3. 貸与期間

- (1) 貸与期間は、決定時の学年から最短の卒業または修了の年次までとなります。年度の途中から貸与を受ける場合も、同様です。
- (2) 奨学生になったときは、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借入申込書」[様式 4]を財団に提出しなければなりません。
- (3) 卒業または修了の年次の前に大学の学籍を失ったときは、その時点で貸与期間の終了となります。

4. 募集期間

財団は、奨学生を年度の前期と後期に分けて、1年を通して募集します(通年募集)。なお、詳細は、次表のとおりです。

年度	募集期間	奨学金の遡及日	初年度奨学金額
前期	4月1日～9月30日	4月1日に遡って	48万円(4万円/月)
後期	10月1日～翌年3月31日	10月1日に遡って	24万円(4万円/月)

5. 応募書類

当財団の奨学生として応募を希望する学生(以下「応募者」という)は、大学の学生支援(担

当)課を通して財団に次の応募書類を提出しなければなりません。

番号	書類の名称	備考
1	奨学生申込書	[様式 6]
2	経済的事情を証明する書類	連帯保証人(保護者)等の収入を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
3	成績証明書	1年生は不要、2年生以上は前年度の成績証明書
4	大学の推薦状	
5	小論文	奨学金を必要とする事由、将来の人生設計等を記載したもの。A4用紙1枚に800字程度で(ワープロ可)。

なお、連帯保証人は、父母兄弟またはこれに代わる者とする。

6. 奨学生の決定

財団は、応募書類をもとに理事会で奨学生としての採用の可否を検討・決定し、その結果を大学と応募者に通知します。

7 変更の届出義務

(1) 奨学生は、次の事項に変更があったときは、直ちに財団に届け出なければなりません。

- | |
|---------------------------------|
| 1. 奨学生の住所、電話番号またはメールアドレス |
| 2. 連帯保証人の住所、電話番号またはメールアドレス(あれば) |

(2) 奨学生は、次の事項があったときは、直ちに理由を付して財団に届け出なければなりません。ただし、奨学生が傷病その他やむを得ない事由により届出ができないときは、本人に代わり連帯保証人が届け出なければなりません。

- | |
|------------------------|
| 1. 連帯保証人を変更するとき |
| 2. 刑事処分または少年保護処分を受けたとき |
| 3. 休学、留年したとき |
| 4. 停学、退学その他の処分を受けたとき |
| 5. 学籍を失ったとき |

2. 貸 与

8. 奨学金の送金

財団は、3か月分の奨学金額を4月、7月、10月および翌年1月に、奨学生名義の「ゆうちょ銀行」口座に振り込みます。

9. 「はがき」の提出

奨学生は、毎年、貸与期間中の年度末(1月)に学業の状況、生活の状況等を記載した「は

がき」を提出しなければなりません。「はがき」(記入用)は、財団が用意し、12月中に郵送します。

10. 貸与の辞退

奨学生は、本人の申し出により、奨学金の貸与を辞退することができます。

3. 待 機

11. 返済方法

奨学金送金の終了から返済の開始までの1年間は、生活を設営し、返済の準備をするための待機期間とします。つまり、奨学金送金が終了して、1年後に返済が開始します。

4. 返 済

12. 奨学金の返済義務

(1) 奨学生は、次の事項に該当するときは、貸与は終了し、既に貸与された奨学金全額を返済しなければなりません。

- | |
|--------------------|
| 1. 奨学金の貸与期間が満了したとき |
| 2. 奨学金の貸与を辞退したとき |
| 3. 学籍を失ったとき |
| 4. その他財団が必要と認めたとき |

(2) 奨学生が奨学金を返済しないときは、連帯保証人は、奨学生に代わり、既に貸与された奨学金全額を返済しなければなりません。

(3) 奨学生が奨学金の返済を遅滞したときは、年3.0%の利率による延滞金を支払わなければなりません。

13. 奨学金借用証書と返済計画書の提出

奨学生は、貸与期間が満了したら、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借入証書」[様式1]および「奨学金返済計画書」[様式2]を速やかに財団に提出しなければなりません。

14. 返済方法

(1) 奨学金は、1年間の待機期間を経た後に、貸与期間の2倍の期間以内に返済しなければなりません。

(2) 返済は、年1回(6月)または年2回(6月と12月)とし、送金手数料は、奨学生の負担とします。

15. 繰上げ返済

奨学生は、本人の申し出により、奨学金を繰り上げて返済することができます。

16. 返済猶予

財団は、奨学生が傷病その他やむを得ない事由のために、奨学金の返済が困難な場合には、その事情を斟酌して、相当期間返済を猶予することがあります。

17. 返済免除

財団は、奨学生が在学中または卒業後に死亡したときは、奨学金の全部または一部の返済を免除することがあります。

18. 財団による貸与の終了

(1) 財団は、奨学生が次の事項に該当すると判断したときは、貸与期間が終了する前に奨学金の貸与を終了することができる。

1. 停学、退学その他の処分を受けたとき
2. 傷病その他の理由によりおよそ修学の見込みがないとき
3. 学業成績または素行が不良になったとき
4. 本規則に違反し、奨学生として不適当になったとき
5. 奨学金を必要としなくなったとき

(2) 上表により貸与終了と判断したときは、奨学生は、最後に貸与された月の翌月末日までに既に貸与された奨学金全額を一括して返済しなければならない。

附 則

1. この奨学金貸与規則は、2020年3月1日から施行する。
2. この奨学金貸与規則は、2022年10月1日に改訂し、施行する。
3. この奨学金貸与規則は、2024年1月1日に改訂し、施行する。

奨学金貸与規則

公益財団法人小堀雄久学生等支援会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第3条第1号に基づき、奨学金の貸与に関して必要な事項を定め、有為な青少年の勉学を援助することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 大学または大学院(博士課程前期)の理工農系(医歯学系を除く)を専攻する大学生または大学院生で、将来国の有為な人材として期待される成績優秀で向学心に富み、かつ品行方正な学生。

保護者(家計扶養者)の年間収入(税込み)が1,000万円以下であること。

第2章 奨学生の決定および奨学金の貸与

(奨学生の決定)

第3条 財団は、大学から推薦された奨学生になろうとする者(以下「申請者」という)を理事会で奨学生として決定し、その結果を大学と申請者に通知する。

(募集期間)

第4条 財団は、奨学生を年度の前期と後期に分けて、1年を通して募集する(通年募集)。なお、詳細は、次表のとおりとする。

年度	募集期間	奨学金の遡及日	初年度奨学金額
前期	4月1日～9月30日	4月1日に遡って	48万円(4万円/月)
後期	10月1日～翌年3月31日	10月1日に遡って	24万円(4万円/月)

(必要書類)

第5条 申請者は、決定に先立ち、財団に次の書類を提出しなければならない。

番号	書類の名称	備考
1	奨学生申込書	[様式6]
2	経済的事情を証明する書類	連帯保証人(保護者)等の収入を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
3	成績証明書	1年生は不要、2年生以上は前年度の成績証明書

4	大学の推薦状	
5	小論文	奨学金を必要とする事由、将来の人生設計等を記載したもの。A4用紙1枚に800字程度で(ワープロ可)。

2. 連帯保証人は、父母兄弟またはこれに代わる者とする。

(奨学金額および利息)

第6条 奨学金は、月額4万円とする。

2. 奨学金は、無利息とする。

(貸与期間)

第7条 奨学金の貸与期間は、決定時の学年から最短の卒業または修了の年次までとする。ただし、卒業または修了の年次の前に大学の学籍を失ったときは、その時点で貸与期間の終了とする。

2. 年度の途中から貸与を受ける場合も、前項と同様とする。

(借用承諾書の提出)

第8条 第3条により奨学生となった者は、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借入申込書」[様式4]を財団に提出しなければならない。

(貸与方法)

第9条 財団は、3か月分の奨学金額を4月、7月、10月および翌年1月に、奨学生名義の「ゆうちょ銀行」口座に振り込む方法により貸与する。

(変更の届出義務)

第10条 奨学生は、次表の変更があったときは、直ちに理由を付して財団に届け出なければならない。ただし、奨学生が傷病その他やむを得ない事由により届出ができないときは、本人に代わり連帯保証人が届け出なければならない。

1. 奨学生または連帯保証人の氏名、住所、連絡先または勤務先に変更があったとき
2. 連帯保証人を変更するとき
3. 刑事処分または少年保護処分を受けたとき
4. 休学、留年したとき
5. 停学、退学その他の処分を受けたとき
6. 学籍を失ったとき

(貸与の辞退)

第 11 条 奨学生は、本人の申し出により、奨学金の貸与を辞退することができる。

(財団による貸与の終了)

第 12 条 財団は、奨学生が次表の事項に該当すると判断したときは、貸与期間が終了する前に奨学金の貸与を終了することができる。

1. 停学、退学その他の処分を受けたとき
2. 傷病その他の理由によりおよそ修学の見込みがないとき
3. 学業成績または素行が不良になったとき
4. 本規則に違反し、奨学生として不適当になったとき
5. 奨学金を必要としなくなったとき

(「近況報告はがき」の提出)

第 13 条 奨学生は、毎年、貸与期間中の年度末(1月)に学業の状況、生活の状況等を記載した「近況報告はがき」(財団が用意)を提出しなければならない。

第 3 章 奨学金の返済

(奨学金の返済義務)

第 14 条 奨学生は、次表の事項に該当するときは、貸与は終了し、既に貸与された奨学金全額を返済しなければならない。

1. 奨学金の貸与期間が満了したとき
2. 奨学金の貸与を辞退したとき
3. 学籍を失ったとき
4. その他財団が必要と認めたとき

2. 奨学生が奨学金を返済しないときは、連帯保証人は、奨学生に代わり、既に貸与された奨学金全額を返済しなければならない。

3. 第 1 項の表に記載された場合には、奨学生は、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借入証書」[様式 1]および「奨学金返済計画書」[様式 2]を速やかに財団に提出しなければならない。

(返済方法)

第 15 条 奨学金は、最後に貸与された月から起算して 12 か月を経た後に、貸与期間

の2倍の期間以内に返済しなければならない。

2. 第12条により財団が貸与修了と判断したときは、最後に貸与された月の翌月末日までに既に貸与された奨学金全額を一括して返済しなければならない。
3. 返済は、年1回払いまたは年2回払いとし、送金手数料は、奨学生の負担とする。

(返済猶予)

第16条 財団は、奨学生が傷病その他やむを得ない事由のために、奨学金の返済が困難な場合には、その事情を斟酌して、相当期間返済を猶予することがある。

(返済免除)

第17条 財団は、奨学生が在学中または卒業後に死亡したときは、奨学金の全部または一部の返済を免除することがある。

(繰上げ返済)

第18条 奨学生は、本人の申し出により、奨学金を繰り上げて返済することができる。

(延滞金)

第19条 奨学生が奨学金の返済を遅滞したときは、年3.0%の利率による延滞金を支払わなければならない。

(返済完了前の変更の届出義務)

第20条 奨学生は、奨学金の返済完了前に、奨学生または連帯保証人の氏名、住所、電話番号、メール・アドレス、連絡先または勤務先等に変更があったときは、直ちに財団に届け出なければならない。

附 則

1. この奨学金貸与規則は、2020年3月1日から施行する。
2. この奨学金貸与規則は、2022年10月1日に改訂し、施行する。
3. この奨学金貸与規則は、2024年1月1日に改訂し、施行する。